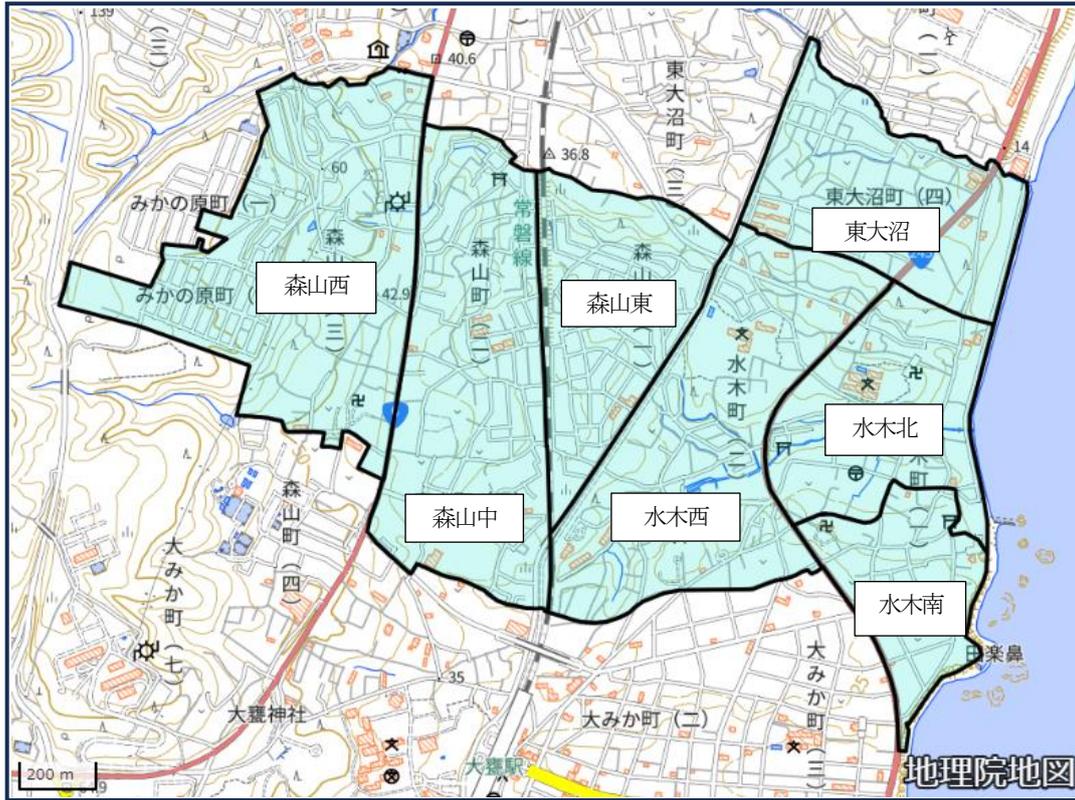


水木学区新支部境界(令和8年度総会後から運用開始)



【新支部の範囲】

- 水木北
水木町1丁目1番～17番、19番～20番、21番（13号～15号）
- 水木南
水木町1丁目18番、21番（13号～15号を除く）、22番～35番
- 水木西
水木町2丁目1番～27番、33番～36番
- 東大沼
東大沼町4丁目
- 森山東
森山町1丁目
- 森山中
森山町2丁目
森山町5丁目（10番、11番を除く）
大沼町1丁目33番、34番2号～4号
- 森山西
森山町3丁目
森山町4丁目1番25号～32号
大沼町3丁目32番1号～19号、32番26号、33番～37番
みかの原町1丁目1番～7番、18番1号～18号、19番1号
みかの原町2丁目

※水木学区の範囲は、日立市児童生徒等の就学に関する規則による。